

ご存知
ですか？

今が旬! 今年もあなたも、ふるさと納税! 手続き・返礼品等・上限額の「事前確認」を大切に

平成27年度税制改正において、地方創世の目玉策として、税額控除枠の拡充や手続きの簡素化が図られた「ふるさと納税」。「好きな自治体に納税することができる」、「寄附をすると特産品がもらえる」など耳にするものの、具体的にはよくわからないといった方が多いのではないのでしょうか。本稿では、「ふるさと納税とは何か」、「どのような仕組みなのか」という視点から、具体的な計算例なども交えつつ、ふるさと納税制度の全体像について解説します。

1 ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは、納税者が選択した都道府県又は市区町村（以下、「自治体」といいます）へ所定の手続きにより寄附をすることにより、寄附をした金額の合計額から2,000円を差し引いた全額が、所得税及び住民税から控除される制度です。ただし、所得税や住民税から差し引くことができる寄附の金額には一定の上限があります。つまり、一定の制限はあるものの、個人住民税の一部を、納税者が希望する自治体への寄附により納めることができる制度であるといえます。

なお、本籍地や出生地といった「ふるさと」以外への寄附にも適用されます。自治体側でも、納税者からの寄附を集めるべく、寄附金の使途や寄附者に対するお礼の品（以下、「返礼品等」といいます）をアピールするなど、様々な工夫をしています。各自治体により、申込方法、決済方法、寄附金の使途や返礼品等など、その取扱いは様々ですので、詳しくは各自治体のホームページをご覧ください。



2 制度のポイント

- ふるさと納税制度は、所得税の「寄附金控除」（所得税法78条）と個人住民税の「寄附金税額控除」（地方税法37条の2及び同法314条の7）の2つの制度により構成されています。
- 原則として確定申告が必要です（年末調整により適用を受けることはできません）。ただし、一定の場合に確定申告を不要とする「ワンストップ特例」が設けられました（詳細は後述）。
- 所得税については寄附した年分、住民税については翌年分から控除されます。

3 税額控除の計算構造

ふるさと納税制度を適用した場合の税額控除額は、次の算式により計算された金額の合計となります。

- ① 所得税控除額
(ふるさと納税合計額(※) - 2,000円) × 所得税率(0～40.84%) ※総所得金額等の40%が限度
- ② 個人住民税控除額(基本控除額)
(ふるさと納税合計額(※) - 2,000円) × 10% ※総所得金額等の30%が限度(以下③において同じ)
- ③ 個人住民税控除額(特例控除額(※)) ※市県民税所得割額の20%が限度
(ふるさと納税合計額 - 2,000円) × (100% - 10% - 所得税率(0%～40.84%))

【具体的な計算例】

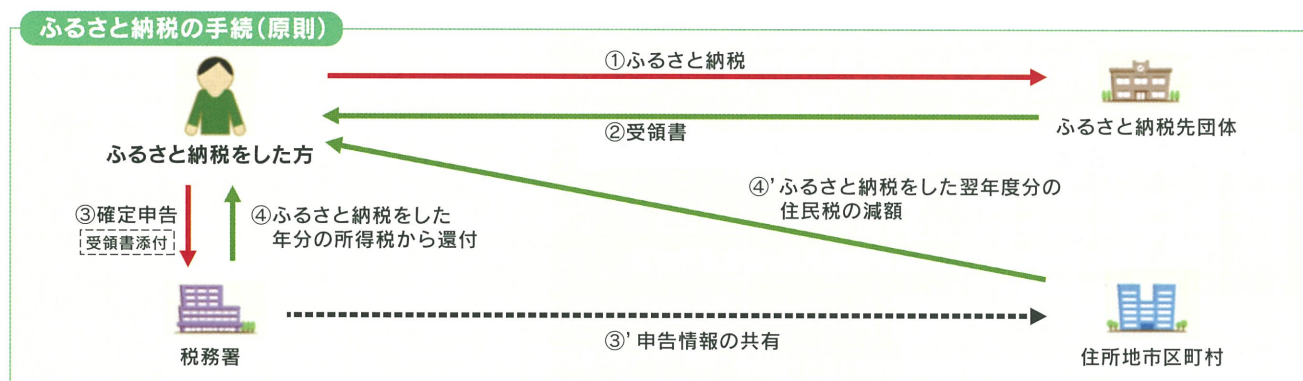
年収800万円の給与所得者（配偶者控除あり・子なし、所得税の限界税率は20%）が、30,000円のふるさと納税をした場合、上記算式にあてはめると次のようになります。

- | | |
|----------------|---|
| ① 所得税控除額 | $(30,000円 - 2,000円) \times 20\% = 5,600円$ |
| ② 個人住民税控除額(基本) | $(30,000円 - 2,000円) \times 10\% = 2,800円$ |
| ③ 個人住民税控除額(特例) | $(30,000円 - 2,000円) \times (100\% - 10\% - 20\%) = 19,600円$ |
| ④ 合計(税額控除額) | $5,600円 + 2,800円 + 19,600円 = 28,000円$ |

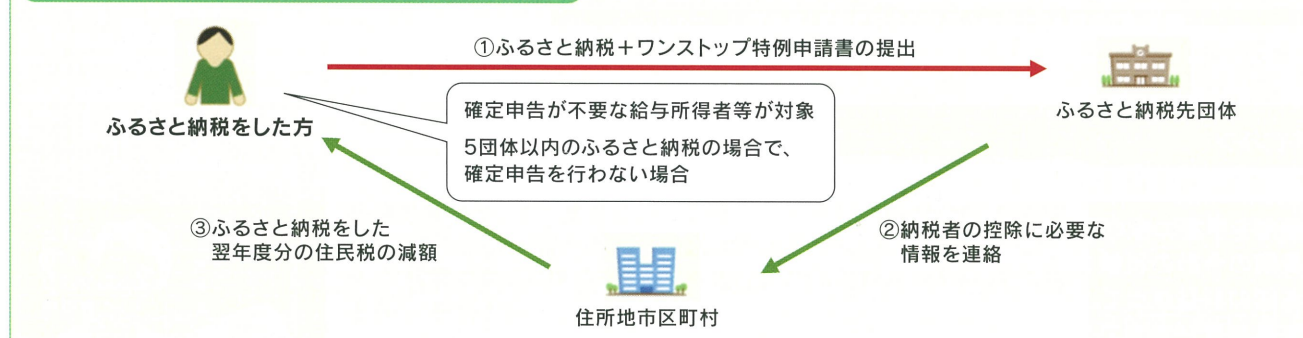
4 平成27年度税制改正(3つのポイント)

- 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の20%（従来は10%）に引き上げました（平成27年度分以後の個人住民税について適用）。
- 寄附金の趣旨を考慮し、返礼品等が、「過剰なプレゼント合戦」とならないよう、自治体に対し、ふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう要請しました。
- 確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設しました（平成27年4月1日以後の寄附について適用）。

5 ふるさと納税の手続き(平成27年中にふるさと納税を行った場合)



ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合



出典：総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」

6 その他の税務論点

- (1) 個人である寄附者が返礼品等を受けた場合の経済的利益は一時所得に該当しますが、一定の金額までは課税関係が生じません。
- (2) 法人によるふるさと納税は可能であり、法人の所得計算上、全額損金の額に算入され、寄附額に実効税率を乗じた金額だけ法人税が軽減されます。なお、受領した返礼品等は、時価により収益計上する必要があります。
- (3) 相続財産を、相続税の申告期限までに自治体に贈与した場合、その贈与した財産については、相続税が非課税となり（租税特別措置法第70条）、所得税及び住民税につきふるさと納税を適用することができます。

ふるさと納税制度を利用する場合、上限額を把握するなど事前の確認を十分に行い制度の恩恵を受けることが大切です。申し込み・決済の前に自治体や専門家に相談されることをおすすめします。ご不明な点がある方や詳細な説明をご希望の方は、税理士法人AKJパートナーズまでお気軽にご連絡下さい。

お問合せ先  **税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス**
米国公認会計士・税理士：脇屋・安田
 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
 TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351 <http://www.akj-partners.com/fukuoka/>

